

他の政令市と北九州市の支援策の比較

犯罪被害者等基本法条項	他の政令市（19市）で実施している支援	北九州市で実施している支援		国・県・警察等が実施している支援
第2章 基本的施策（第11条～第23条）	※()はR7.4.1時点実施数	対象：犯罪被害者等	対象：犯罪被害者等に限らない （一般施策）	対象：犯罪被害者等 【セ】…サポートセンター、支援センター
第11条 相談及び情報の提供等	相談窓口の設置 (11)	・「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」 「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を 福岡県、福岡市と共同で設置・運営。		【県警】【セ】
	法律相談 (5)			【セ】【県弁護士会】
	その他		・自立相談支援	【県警】被害者支援要員による各種支援
第12条 損害賠償の請求についての援助等	見舞金（賠償が受けられないとき） (1)			
第13条 給付金の支給に係る制度の充実等	見舞金 (19)	・見舞金（遺族：30万円、重傷病：10万円、 性犯罪被害：10万円）		【国】犯罪被害者等給付金 【県】見舞金
	ホームヘルプサービス（家事・介護） (14)		・家事支援（ヘルパー、業者委託）	
	配食サービス (11)			
	一時保育支援 (13)			
	その他 ・教育関係費（家庭教師等）助成 (4) ・奨学金の返還支援		・母子父子寡婦福祉資金貸付金制度 ・要保護及び準要保護児童生徒就学援助費	
第14条 保健医療サービス及び福祉サービスの提供	カウンセリングの提供、助成 (11)			【県警】カウンセリング費用
	精神医療費用助成 (5)			【県】精神科医療費
	その他		・ひとり親家庭等医療費助成制度	【県警】初診料、処置料、診断書料 【県】【県警】産婦人科医療費
第15条 安全の確保	一時避難場所の提供、助成 (11)		・母子生活支援施設 ・短期入所生活援助（ショートステイ）事業	【県警】一時避難場所を確保できない場合の 宿泊費
	その他		・特別な事情による通学支援	
第16条 居住の確保	転居費用助成 (14)			
	ハウスクリーニング費用助成 (4)			【県警】ハウスクリーニング料
	家賃助成 (2)			
	市営住宅のあっせん (10)	・市営住宅への優先入居		
	市営住宅の目的外使用 (9)	・市営住宅の一時使用許可		
第17条 雇用の安定	就労準備金の助成、就労あっせん 等 (1)		・母子家庭等就業・自立支援事業 ・就労相談窓口	
第18条 刑事に関する手続への参加の機会を拡充する ための制度の整備等	裁判傍聴にかかる旅費補助 等 (2)			【県】
第19条 保護、捜査、公判等の過程における配慮等	各種手続きのワンストップ化 (3)			
	その他			
第20条 国民の理解の増進	広報・啓発 (17)		・安全・安心に関する情報の提供	【国】【県】【県警】
第21条 調査研究の推進等	調査研究			
第22条 民間の団体に対する援助	早期援助団体等、民間団体への支援 (15)			
第23条 意見の反映及び透明性の確保	意見要望把握、施策への反映 (12)		・安全・安心推進会議での効果検証	

福岡県警察における犯罪被害者等支援施策

1 公費負担制度の適用による犯罪被害者等の経済的・精神的負担の軽減

※ 一定の要件及び限度額等あり

- 身体犯被害者に対する医療費
- 犯罪被害者等に対するカウンセリング費用
- 緊急一時避難にかかる経費
- ストーカー・DV 被害者に係る緊急一時避難経費
- 犯罪被害者遺族に対する供花料等に要する経費
- 性犯罪被害者に対する医療費等
- 死体検案書料・遺体搬送料・遺体修復料
- ハウスクリーニング費用
- 犯罪被害者等に対する旅費
- 犯罪被害者等に対する飲料費・軽食費

2 犯罪被害相談制度の充実

- 犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」
部内臨床心理士による犯罪被害者等の心のケア
- 性犯罪被害相談電話「#8103(ハートさん)」
全国共通相談窓口

3 犯罪被害給付制度の運用

※ 故意の犯罪行為(身体犯)の被害者や遺族に対して、国が給付金を支給する制度

4 福岡犯罪被害者支援センターとの連携

犯罪被害者等のニーズに対応するため、警察で把握する被害者情報の提供